

## 令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険税の減免について

### 1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免につきまして、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度においても保険税の減免を実施し、その要する費用については、特別調整交付金の財政支援の対象となります。

### 2 減免の対象となる保険税

- (1) 令和 3 年度分の保険税であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するもの
- (2) 令和 2 年度相当分の保険税であって、令和 2 年度末に資格を取得したこと等により、令和 3 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するもの

### 3 減免の基準

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 減免割合は全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、つぎの条件に該当している世帯
  - ア 前年の収入より 10 分の 3 以上減少見込みであること
  - イ 前年の合計所得が 1000 万円以下であること
  - ウ 減収となった所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること 減免割合は世帯状況により全部～10 分の 2 まで

※ 令和 2 年度と同様の基準で判定し、2 (1)は、令和 2 年中の収入と令和 3 年中の収入を、2 (2)は、令和元年中と令和 2 年中の収入を比較する

### 4 財政支援の概要

令和 3 年度保険税減免総額が令和 3 年度市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、令和 3 年度特別調整交付金で財政支援する予定となっており、令和 2 年度相当分についても、同様の財政支援が予定されております。

なお、本市においては、令和 2 年度の保険税減免総額から推測すると(3)に該当することが想定されます。

- (1) 保険税減免総額（令和 3 年度分の保険税）が市町村調整対象需要額の

3%以上である場合

保険税減免総額の10分の8相当額

- (2) 保険税減免総額（令和3年度分の保険税）が市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合

保険税減免総額の10分の4相当額

- (3) 保険税減免総額（令和3年度分の保険税）が市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合

保険税減免総額の10分の2相当額

## 5 本市の対応

減免申請の受付は、令和2年度相当分は令和3年4月課税分から、令和3年度課税分は令和3年7月当初課税決定分から対応することとし、被保険者への周知は、市ホームページ及び納税通知書同封文で案内するほか、広報については機会を捉えて案内を掲載いたします。

なお、減免に伴う予算は、令和3年度国民健康保険特別会計当初予算に反映していないため、減免状況を確認しながら、必要に応じて補正予算での対応を検討いたします。

### 参考 令和3年1月～2月の減免状況

	申請件数	減免件数	減免金額
令和元年度分	18件	14件	361,500円
令和2年度分	25件	21件	2,317,000円